

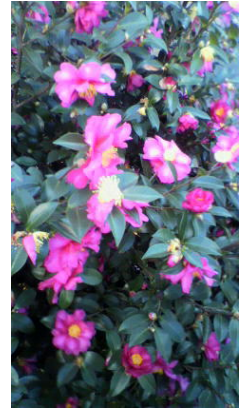
新年のごあいさつ ∞ 新人弁護士が加入しました ∞

寒風の中、線路脇にさざんかが咲いていました（右写真）。その凛とした姿を見て、自分たちもこうありたいものだと思います・・・。

さて、新しい「池袋市民法律事務所」が2009年4月に船出して8ヶ月が経過しました。開所の際のごあいさつ状で宣言した「市民のみなさまが困ったときに、支えとなり、信頼される弁護士事務所でありたい」という決意を実践すべく、弁護士2人と事務局3名で地道にがんばってきましたが、そこに、昨年12月17日、松宮徹郎弁護士が3人目の弁護士として加わりました。

松宮弁護士は、7年間の教職を経験したのち、獨協大学法科大学院で実務法学を学んでこのたび弁護士となりました。彼の「多様な依頼者の気持ちに共感し、依頼者が主体的に問題を解決できるよう励まし、サポートできる弁護士を目指す」との志は、わたしたちの目指すところと一致しています。

3人で力を合わせて市民のみなさまのお役に立てる法律事務所にしていきたいと思います。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



(釜井) 昨年4月に池袋市民法律事務所に復帰後も、ライフワークである多重債務事件、廃棄物環境問題事件に取り組みながら、昨年9月に発足した消費者庁・消費者委員会を外から監視し、支える運動と地方消費者行政・消費者相談窓口を充実させる運動、生活保護申請支援を広げる活動にも力を注ぎ、全国いろいろなところを訪れました。経済は疲弊していてもそこには豊かな自然があり、たくましく生きる人たちがいました。この「自然」と「人の生活」こそがすべてのさまざまな問題の出発点なんだな、と確認でき、また、勇気づけられました。今年も日弁連選挙などいろいろありそうですが、ぼちぼちがんばります。

(武田) 事務所の設立、フィンランド・ノルウェーでの消費者教育調査と、印象深いできごとが続いた1年を無事に終え、弁護士生活10年目の春を迎えることができました。この間、依頼者の方々や仕事仲間から温かな励ましをいただき、ほんとうに感謝しています。人間として、弁護士として、大きくなり、平穏な暮らしのお役に立ちたいと思います。

(松宮) この度、司法修習（新62期・前橋）を終え、池袋市民法律事務所において、弁護士としてのスタートラインにたつことになりました。

私は、大学時代に「教師」になることを志し、大学卒業後7年間、埼玉県の私立高校・専門学校で勤務しました。そこでの生活は慌ただしいものでしたが、時に生徒達の純粋さに感動し、また、生徒や同僚の先生方と接するなかで多くのことを学びました。

そんな私が一大決心をして「弁護士」を目指したのは、多くの人と接することができ、困っている人々を支えることができる弁護士という仕事に魅力を感じたためでした。そして、獨協大学法科大学院において釜井弁護士に指導を受け、消費者問題等に取り組みたいと考え、本事務所で働くことを希望しました。

池袋市民法律事務所の依頼者は広く「一般市民」であり、子どもから高齢者まで国籍等も様々です。私は、このような多様な依頼者の気持ちに共感し、依頼者が主体的に問題を解決できるよう励まし、サポートすることができる弁護士になれるよう、日々研鑽を積んでいきたいと思っています。

皆様方におかれましては、なにとぞ、ご指導ご叱責のほど、よろしくお願い致します。

2010年1月



〒171-0014 東京都豊島区池袋2-55-13 合田ビル2階
池袋市民法律事務所 TEL: 03-5951-6077 FAX: 03-5951-6944
ホームページ: www.ikeshimilaw.com

弁護士 釜井英法
弁護士 武田香織
弁護士 松宮徹郎
事務局一同